

次のとおり建設工事について一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「政令」という。）第１６７条の６第１項の規定により、各工事に共通する資格および事項を公告する。ただし、この公告の規定によりがたいときは、工事ごとに行う公告において定めるものとする。

令和７年４月１日

函館市長 大 泉 潤

## 1 入札参加資格

単体企業または共同企業体の構成員として入札に参加しようとする者は、次のいずれにも該当すること。

(1) 函館市競争入札参加有資格者として、一般競争入札に付する工事ごとに定める工種に登録されていること。

(2) 契約締結日の１年７月前の日の直後の営業年度終了の日以降に、経営事項審査を受けている者で、当該経営事項審査結果通知書を提示できること。

(3) 以下に定める届出をしていない者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

ア 健康保険法（大正１１年法律第７０号）第４８条の規定による届出

イ 厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）第２７条の規定による届出

ウ 雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）第７条の規定による届出

(4) 函館市競争入札参加有資格業者指名停止措置要綱（平成５年４月１日施行）による指名停止を、当該工事に係る入札参加資格審査申請書の提出の際現に受けていないこと。

(5) 函館市暴力団等排除措置要綱（平成２３年９月３０日施行）による入札参加除外措置を、当該工事に係る入札参加資格審査申請書の

提出の際現に受けていないこと。

- (6) 平成 22 年度以降に受渡しの完了した、当該工事と同種と認められる工事の施工実績があること。
- (7) 配置予定技術者調書の提出日以前 3 月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者および監理技術者を配置できること。
- (8) 当該工事の入札に参加する時点において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (9) その他当該工事ごとに定める入札参加資格を満たしていること。
- (10) 特定関係にある資格者同士の入札参加制限基準（平成 25 年 4 月 1 日施行）による入札参加制限に、当該工事に係る入札参加資格審査申請書の提出の際現に該当しないこと。
- (11) 他の参加者のうちに協同組合、協業組合、企業組合その他これらに類するものがある場合は、その構成員でないこと。

## 2 入札参加資格の認定申請等

- (1) 入札に参加しようとする者は、政令第 167 条の 5 の 2 の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格として更に定めた資格の認定について、必要な書類を添付した入札参加資格審査申請書により次に定めるところにより、市長に申請しなければならない。

ア 申請の期間 当該工事ごとに定める。ただし、市長が入札参加資格の認定を入札後に行うと定めた工事については、入札日を配達指定日とする一般書留または簡易書留が配達可能な期間とする。

イ 申請の方法 資格の認定を受けようとする者は、条件付き一般競争入札参加資格審査申請書に市長が必要と認める書類を添付し、持参により提出しなければならない。ただし、市長が入札参加資

格の認定を入札後に行うと定めた工事については、郵送により提出しなければならない。

ウ 申請書の提出先 函館市東雲町 4 番 1 3 号 函館市財務部調度課（電話番号 0138-21-3514）

(2) 審査結果は、申請期間終了後 3 日（函館市の休日を定める条例（平成 3 年函館市条例第 2 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日の日数は算入しない。）以内に申請者に通知する。

(3) 入札参加資格を認められなかった者は、前号の通知に付されたその理由の説明を、次に定めるところにより市長に求めることができる。

ア 提出期間 前号の通知があった日の翌日から起算して 5 日（函館市の休日を定める条例第 1 条第 1 項各号に掲げる日の日数は算入しない。以下同じ。）以内

イ 提出場所 函館市財務部調度課

ウ その他 書面（様式は、自由）の提出は、持参によることとし、郵送またはファクシミリによる提出は、認めない。

(4) 市長は、前号の説明を求められたときは、その求めがあった日の翌日から起算して 5 日以内に書面により回答する。

### 3 契約条項を示す場所

当該工事ごとに定める。

### 4 入札参加資格の取消し

(1) 入札参加資格を認められた者が次のいずれかに該当することとなったときは、当該者に係る入札参加資格を取り消し、その旨を書面により当該者に通知する。

ア 政令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当すると認められるとき。

イ 提出された申請書その他の書類に虚偽の記載をしたことが明らかになったとき。

ウ 函館市競争入札参加有資格業者指名停止措置要綱による指名の停止を受けたとき。

エ 函館市暴力団等排除措置要綱による入札参加除外措置を受けた

とき。

オ 当該工事ごとに定める入札参加資格のうち、工事施行成績の評定結果の評定点について条件を満たさなくなったとき。

(2) 前号オに該当して同号の規定により入札参加資格を取り消された者は、その取消しについての説明を、次に定めるところにより市長に求めることができる。

ア 提出期間 前号の通知があった日の翌日から起算して5日以内

イ 提出場所 函館市財務部調度課

ウ その他 書面（様式は、自由）の提出は、持参によることとし、郵送またはファクシミリによる提出は、認めない。

(3) 市長は、前号の求めがあったときは、当該求めがあった日の翌日から起算して5日以内に書面により回答する。

## 5 設計図書等の閲覧等

(1) 入札に参加しようとする者は、設計図書等閲覧申請書を提出することにより次に定めるところにより、当該工事に係る設計図書等を閲覧することができる。

ア 提出先および閲覧場所 函館市財務部調度課

イ 提出および閲覧期間 公告日から入札日の前日まで

(2) 前号に定めるもののほか、設計図書等は公告日から入札日の前日まで、電子データにより函館市財務部調度課ホームページに掲載する。

(3) 前号に定める設計図書等を閲覧しようとする場合に必要な電子データのパスワードは、函館市財務部調度課執務室内、戸井支所、恵山支所、榎法華支所および南茅部支所に掲示する。

(4) 入札に参加しようとする者は、質問書を提出することにより次に定めるところにより、設計図書等の内容について説明を受けることができる。

ア 提出期間 当該工事ごとに定める。

イ 提出先 当該工事ごとに定める。

ウ 提出方法 持参による。

(5) 前号の説明は、質問回答書により行い、入札日の前日まで当該工事ごとに定める質問書の提出先において閲覧に供する。

## 6 入札の方法

入札は、一般書留または簡易書留のいずれかにより、かつ、入札日を配達指定日として函館市財務部調度課あてに郵送する方法により行わなければならない。

## 7 入札の辞退

入札を辞退しようとする者は、入札日の前日までに入札辞退届を持参しなければならない。

## 8 開札の立会い

開札は、入札の終了後、函館市条件付き一般競争入札立会いおよび傍聴要領の規定に基づき、入札者の立会いのもと行う。

## 9 入札執行の日時および場所等

(1) 日 時 当該工事ごとに定める。

(2) 場 所 函館市東雲町 4 番 1 3 号 函館市役所 5 階入札室

(3) その他

ア 入札回数は、1 回とする。

イ 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を提出しなければならない。

## 10 入札保証金

入札保証金は、免除する。

## 11 落札者の決定方法

函館市契約条例施行規則（昭和 3 9 年函館市規則第 4 号）第 1 5 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格で同規則第 1 6 条の規定により設けた最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

## 12 入札の無効

次の入札は、無効とする。

(1) 入札参加資格のない者のした入札および入札に関する条件に違反した入札

- (2) 予定価格を超える入札および最低制限価格を下回る入札
- (3) 6に規定する入札の方法以外の方法による入札
- (4) 市長が入札参加資格の認定を入札後に行うと定めた工事において、  
入札執行の際に函館市財務部調度課に到達しなかった入札

#### 13 入札の失格

入札参加資格の認定を受けた者がした入札で、入札執行の際に函館市財務部調度課へ到達しなかった場合は失格とする。

#### 14 その他

詳細は、当該工事ごとに行う公告および入札心得による。